

《保育を必要とする事由を証明する書類一覧》

保育を必要とする事由	保育を必要とする事由を証明する書類
就労（自営業・農業・内職を含む） ※月 64 時間以上の労働を常態としている場合	就労証明書（標準様式） ※自営業の方は①②、農業・内職の方は①の添付が必要です ① スケジュール申告書（指定様式） ② 開業届（写）又は確定申告書（写）等事業内容を証明する書類
妊娠・出産	母子手帳の写し （表紙と出産予定日が記載されたページ）
疾病・障がい	次のいずれか 1 つ ① 診断書（指定様式） ② 障害者手帳の写し
同居親族（長時間入院等をしている親族を含む）の常時介護・看護	介護・看護状況申告書（指定様式）及びスケジュール申告書（指定様式） ※介護・看護される方の状態のわかる次のいずれか 1 つの添付が必要です ① 診断書 ② 障害者手帳 ③ 介護保険被保険者証の写しなど
災害復旧	り災証明書
求職活動（起業準備・雇用保険受給中を含む）	① 就労誓約書（指定様式） ② （雇用保険受給中の場合は）雇用保険受給資格者証の写し
就学（職業訓練を含む）	① 在学証明書 ② 履修表（時間割表） ※履修表がない場合はスケジュール申告書（指定様式）

※ 各種証明書は、提出日の3か月以内に発行されたもののみ有効です

※ 兄弟姉妹の申込分は写しで可です

※ 弟妹の令和9年度保育所等入所申込用証明書類がある場合はその写しで可です

各種の様式は、町ホームページの「令和9年度(2027年) 大山崎町
放課後児童クラブ(学童保育)の入会案内（10月1日公開）」ページ
（右記二次元コード）からダウンロードしてください。

役場2階24番窓口（生涯学習課）にも用意しておりますので、お申し出ください。

